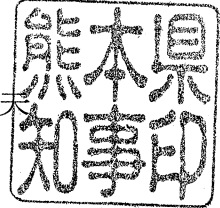


教政第673号
平成25年7月22日

公益財団法人熊本YMCA
理事長 菅 正康 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成25年7月22日 から 平成30年7月21日 まで